



第83号

2016年6月30日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



宇田川学校アスベスト裁判弁論  
終結後、傍聴者の皆さんと共に  
2016年6月27日 名古屋地方  
裁判所にて（関連記事 P2～P4）

### 83号目次

- ☆ 新潟市で3回目のアスベスト被害相談会を実施 P2
- ★ 学校アスベスト労災裁判 P2～P4
- ☆ 宇田川教員中皮腫労災不支給決定取り消し訴訟の弁論が裁判所により  
終結させられました P4
- ★ TOMSUN 勉強会「日本人ムスリム（イスラーム教徒）が語るイスラーム」  
の報告 P4～P6
- ☆ 東京高裁・地裁合同庁舎アスベスト除去工事飛散事故 P6～P7
- ★ アスベスト対策愛知連絡会第8回総会記念講演「学校におけるアスベスト」  
P7～P9
- ☆ 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の東京行動と石綿対策全国連絡  
会議第28回総会に参加 P9～P10
- ★ 県立病院跡地払い下げはこれでいいのか！跡地を住民福祉に活用しないの  
はなぜか！ P11～P12
- ☆ 「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推  
進を求める意見書の提出を求める請願」を出すに至った経緯 P12～P14
- ★ 中皮腫患者の文学 小説「灰かな希望」の出版に寄せて P14～P16
- ☆ ……河村市長と舩添都知事と私…… P16
- ★ 事務局からのお知らせ P17～P18

## ☆新潟市で3回目のアスベスト被害相談会を実施



4月16日（土）、新潟県では3回目になるアスベスト被害相談会・ホットラインを新潟市生涯学習センターで行いました。事務局スタッフの他、胸膜中皮腫で療養している新潟市の会員、岡田伸吾さんも相談スタッフとして参加してくれました。岡田さんは電気工事業に長年従事し、石綿にばく露しました。2005年1月、50歳の時に中皮腫を発症。2006年2月に労災認定されました。昨年末行われた全国一斉ホットラインで患者と家族の会を初めて知り入会しました。



この日は面談3件、電話1件の相談を受けることができました。面談による相談内容は、石綿健康管理手帳を持つ男性からの将来病気にならないか不安という相談や、内装業の男性からの健康診断で胸膜プラークが見つかったがどうしたらよいかという相談と、過去に電気工事に従事したのが原因で胸膜中皮腫を発症した男性とそのお連れ合いからの労災認定されたものの、家族が多く障害を抱えた子供もいる。今春大学に入学した息子もいて経済的にも不安という相談でした。電話による相談は建設業の男性からの将来の健康被害の不安についてでした。

中皮腫で療養している男性とそのお連れ合いに岡田さんは、「自分は労災保険の他、障害基礎年金を受けているが、障害厚生年金を申請してみたら」とアドバイスしました。障害厚生年金は、厚生年金の加入期間中に初めて医師の診療を受けた病気、けがによる障害が残った時に受給できる年金で、支給要件を満たしている人は受給できます。

患者と家族の会は一昨年7月と昨年5月にも新潟市内で相談会を開催しましたが、昨年は胸膜と腹膜の中皮腫を発症した木工職人の男性の労災申請の支援と2002年に石綿肺がんで亡くなった労働者の遺族による労災時効救済制度申請の支援を行うことができました。中皮腫の木工職人さんは建具等の取り付けのため立ち入った団地等の建設現場で石綿ばく露し、石綿肺がんで亡くなった男性は自動車部品工場の鋳造部門で働いている時に電気炉等の設備に使用されていた石綿断熱材などにばく露しました。二つのケースとも労災認定されています。

支部結成を念頭に置きながら、今後も新潟での活動を続けていこうと考えています。岡田さんは「新潟でも潜在的な患者は多いと思う。悩みを共有できれば気持ちも楽になる」と話しておられます。

（事務局 成田 博厚）

## ★学校アスベスト労災裁判



皆様には私の学校アスベスト労災裁判をご支援いただき本当にありがとうございます。

2011年の提訴より5年が過ぎ、来月6年目に入ります。労災を申請してから数えれば10年が経ちました。前回4月27日、28回目の裁判で、裁判官が替わりました。3人目です。5年の間に3人も裁判官が替わると戸惑います。裁判所は学校のアスベスト被害問題を真剣に考えて

くれたのか、くれているのか疑いたくなります。今度の裁判官はどんな人柄なのかと、じっと顔を見てしまいました。被告の国は5年もの月日を要していることに、原告が裁判をいたずらに引き延ばしていると言いました。そっくりこの言葉を被告に返したいです。

淑徳学園内には多くのアスベスト建材や吹付アスベストが使われていたにもかかわらず、学校は積極的な協力をしてくれませんでした。その対応は今も変わっていません。これまでのこちら側の調べや文書送付囑託により得た回答から淑徳学園がアスベストは存在しないとしていた多くの場所からアスベストが発見しました。しかし今も設計図書が出されず、不明な場所があります。設計図書は連番で纏められていて、その場所だけが抜けているというのは不自然だと建築の専門家は言います。被告の国にとって不利だからなのではと考えざるを得ないのですが、被告はこの図面がないことの不自然さに、「隠ぺい工作はしていない」と言い、何故ないのか分からないままです。教職員や生徒たちの健康を守るためにも、全てを進んで明らかにすることを望みます。

被害は被害を受けた側が被害立証をしなければなりません。夫が生きていれば本人が学校内の勤務状況の多くを証言出来たでしょう。しかし残された遺族にそれを立証させるのはあまりに理不尽な要求です。夫の職場での事を家族が全て明らかにできるわけがありません。幸いにも私や娘がこの淑徳学園に生徒として6年間学んだことや、暮らしの中で夫と淑徳の昔話などをしたことから、当時の校内の様子や夫の行動など多くの記憶が私や娘に残りました。繰り返される校舎の増改築工事の中で授業や掃除をしていた夫の姿を私は今もはっきり覚えています。しかし、先日の弁論準備で新しい裁判官がポツリと「尋問は必要ないのでは」と言っていたので、原告への尋問や当時の建設現場（淑徳ではないが）を熟知している現場監督への尋問、夫の同僚や私の同窓生、娘の証人尋問を認めない可能性が出てきています。不可思議です。

牛島弁護士の今回の準備書面には「地方公務員における石綿関連疾患の公務災害のうち、教職員は26名が受理されたうち、4名が認定されている。欧米諸国の報告と比べ、被告日本の認定が極めて低い」と訴えています。（夫は私立学校ですので公務労災ではありませんが。）

「また建設作業の実態について東京、京都、大阪、福岡の各地方裁判所の建設アスベスト訴訟で、被告の国の責任を認める判決が出され、国自身が労災認定の結果を公表している。かつ、平成11年度から25年度で5402名もの労働者が認定されており（一人親方を除く）、建物関連工事のアスベスト飛散の甚大性を示すとともに、その同一建物や近隣する場所で長年授業やその他の教育活動をし、掃除等も行わざるを得なかった教師にアスベスト労災、公務災害が発症するのが当然である。

淑徳は26にも及ぶ校舎の新築、改築、増築、解体工事を敷地内で行っていた学校である。そこでの宇田川暁の約36年の教育活動による中皮腫死亡というものであり、世界的に見ても衝撃的な事実を示す貴重な事案であり、尋問を経て真実を明らかにすることが求められる」と述べています。

私は被告の国に言いたい。「夫の学校内ばく露による労災を国が否定するのなら、夫が校内でばく露をしていないという立証、また何処でばく露したのかを国が立証してください」と。

アスベスト被害は甚大な産業公害です。多くの被害者を出してしまった国の責任は大きいのに、被害についての認識不足、またアスベストについてあまりに勉強不足で強い憤りを感じます。

現在、精神的に疲労はピークですが、皆様のご支援・励ましのおかげで頑張れます。学校アス

ベスト被害の実態を明らかにするために、今後ともどうか皆様のご支援をお願い致します。  
(原告 宇田川 かほる)

## ☆宇田川教員中皮腫労災不支給決定取り消し訴訟の弁論が 裁判所により終結させられました



2011年7月15日に提訴された「宇田川教員中皮腫労災不支給決定取り消し訴訟は、6月27日(月)に名古屋地裁で行われた口頭弁論において裁判長が、「審理が長期化しており、書面の提出も十分にされている。判決の機は熟していると裁判所は考えており、本日で弁論終結とする」と突然、一方的に結審させられてしまいました。原告の宇田川かほるさんや中皮腫で亡くなった故宇田川暁さんの同僚教師、宇田川さんの娘さん、ゼネコンの元現場監督やアスベストセンターの永倉さんなど7人の証人の陳述書は提出されていますが、この方々への証人尋問は裁判所には必要なしと判断され、さらに、必要な淑徳学園の建設図書を原告が手に入れるため、裁判所からの文書提出命令を竹中工務店と愛知淑徳学園に出すことを求めていた件に関しても裁判所に必要なしと判断され認められませんでした。原告の宇田川かほるさん、牛島聡美弁護士、傍聴者たちはこの日の弁論終結を全く予想しておらず、閉廷後、今回の裁判所の訴訟指揮のやり方に対し一様に非難の声をあげていました。この日、弁論終結を宣言した裁判官はこの訴訟3人目の裁判官で、前回の弁論準備が最初でした。

牛島聡美弁護士は「裁判所が証拠開示を不十分にしてきた為、この裁判は長期化した。原告が提出を求めた愛知淑徳学園の建設図書のごく一部しか開示を認められず、大部分はいまだに開示されていない」と原告と傍聴者の前で意見を述べられました。事実、ここまで粘ったおかげで限られた内容ですが、当初はまったく手に入らなかった建設図書を入手することができたのです。牛島弁護士は文書送付嘱託の申し立てを裁判所に繰り返し、「裁判所は必要性を認めません」と言い、裁判を早く終結させることだけを考えていた前の裁判官に、イギリスの法律の影響を受けている国々では証拠開示が進んでいることなどを示し、説得し、証拠開示を進めてきたのです。

宇田川教員中皮腫労災不支給決定取り消し訴訟の判決は名古屋地裁で10月26日(水)、13時10分に言い渡される予定です。

(宇田川さんの学校アスベスト裁判を支援する会事務局長 成田 博厚)

## ★TOMSUN 勉強会

### 「日本人ムスリム(イスラーム教徒)が語るイスラーム」の報告



3月19日の午後、名古屋港の会議室でイスラームについての勉強会が行われました。講師は子どもと女性のイスラームの会代表理事のマリアム戸谷玲子さんが務めて下さいました。戸谷さんは日本人のイスラーム教徒です。

戸谷さんは最初にイスラム教についての解説を参加者にしてくれました。イスラムは唯一神・アッラーへの絶対的な服従を説く一神教で、最後の預言者であるムハンマドが神から受けた啓示をまとめた経典・クルアーン（コーラン）の教えを信じる宗教ということで、ムハンマドの言行を記録したものをハディースと言い、ムスリムの生活の規範になっているということでした。ムスリムはアラビア語で「(神に) 帰依する者」という意味で男性をムスリム、女性をムスリマと言います。ムスリムは唯一神・アッラーや天使、啓典、預言者達、来世の存在、天命の6信と一生に一度の信仰告白、一日に5回の礼拝、一年に29、5日行う断食、一年に一回の喜捨、一生に一回以上の巡礼の5行を実践するということでした。イスラム暦は太陰暦で、毎年10日くらい早くなっていくそうで、日本はイスラム国でないのでマレーシアで新月が確認されたことをもって断食を始めるということでした。喜捨にはザカートという一年に一回自分の財産からしなければならない喜捨と、サダカという任意に行う喜捨があるそうです。メッカへの巡礼、ハッジは余裕があれば一生に一回以上行う宗教行為で、だいたい60万くらい貯金が出来たら行きなさいと言われるということで、所定の行為を三日間くらい行くと罪が洗い流されるということでした。



戸谷玲子さん

イスラムの礼拝についてですが、お祈りは一日5回、日の出前に行うスバハ、正午前から午後の途中までに行うズフル、午後の途中から日没までに行うアスル、日没後一時間半内に行うマグリブ、夜に行うイシャーウがあり、男女わかれてサウジアラビアのカアバ神殿の方角にお祈りします。金曜午後の集団礼拝はムスリム男性の義務ということで、それが出来ない入管収容者は辛いのではないかということでした。旅行者はズフルとアスル、及びマグリブとイシャーウを一緒にすることができるということでした。しかし、戸谷さんによるとイスラム教徒になって大変だと実感するのはお祈りをするよりも、流れる水を使って手・口・鼻・顔・腕・髪・足をお祈り前に清めることだということでした。外出すると午後のお祈りができなということで、戸谷さん達はイオンモールにリクエストをして礼拝室を作ってもらった活動をしました。イオンモール西茶屋の礼拝室はインターフォンを押して係の人にロック解除をしてもらい中に入る方式ですが、最近できたイオンモール常滑の礼拝室はウォークインでいつでも自由に入る事が出来るということでした。筆者は先日、イオンモール常滑の礼拝室を見学させてもらってきましたが、男女別に礼拝室は分かれており、お清めが出来ると大きな洗い場が完備され、礼拝室の中には清潔な礼拝マットが置かれていました。利用者に分かりやすい様に部屋の前にはサインが掲げられ、イオンモールのパンフレットにも場所が明記してあり、イスラムの方が実際に利用されていました。

戸谷さんによると名古屋の港区は日本へ移住してきたイスラム教徒が集住する地域で、地元の日本人もイスラムの生活習慣に気を配った対応をしているということで、例えば、美容院にイスラムの女性が来店すれば窓をカーテンで閉めたり、診療所の医師は女性の服の上から聴診器を当てたりしているということで、イスラムの人々が地域で増えることで日本人もイスラムの生活習慣を学んでいるということでした。

イスラムの方が亡くなった場合は24時間以内に埋葬（土葬）しなければならず、日本では埋葬できる場所が限られており大変というお話もしてくださいました。名古屋でイスラムの男性が亡くなったときは、モスクで体を清めた後、縫い目のない布でくるみ、和歌山の墓地まで娘さんと数人のイスラムの男性とで自動車で運んだということでした。御遺体を移動させるには埋葬許可証を持ったご親族が一緒に行けば良いということでした。

戸谷さんは他にも多くの興味深いイスラムについてのお話をしてくださり、楽しい時間を過ごすことができました。

(事務局 成田 博厚)



イオンモール常滑の礼拝室  
手前はお清めのための洗い場



礼拝室前の表示

## ☆東京高裁・地裁合同庁舎アスベスト除去工事飛散事故

昨年12月14日、東京高裁・地裁・簡易裁判所合同庁舎で法廷や廊下に「白い粉」が積もっていることが清掃職員により確認されました。当初は「白い粉」の正体が不明で、裁判所は法廷を別の部屋に移して対応しました。「白い粉」が発生した個所は庁舎の4階から8階までの空調系の周辺に限られていました。

この「白い粉」の発生原因は、昨年11月、東京高裁等庁舎でアスベスト除去工事として発注された改修工事で、4階から8階までの「ダクトシャフト」8本のうちの2本の内壁のアスベスト除去を計画したものでした。工事はその後中断され、アスベスト濃度測定の結果、12月21日、一部から1リットル中3.4本及び1.6本のアモサイト（毒性の強い茶石綿）が検出されています。しかし、裁判所は「大気汚染防止法の1リットル当たり10本以下という環境基準値以下だったのであり、安全性が確認された」とし、21日から法廷の使用を再開しました。大気汚染防止法は石綿製造工場（現在存在しません。）の敷地境界基準を1リットル10本としたもので、環境濃度基準は存在しません。この点で裁判所の判断および発表は誤りです。

一般に、建物の各階を貫く「たて穴区画」と呼ばれる部分は、各階ごとの類焼を防ぐために防火設計が求められ、そこにアスベスト建材が使用されることがよくあります。たとえば、エレベータシャフトやパイプ類が各階を貫通するパイプスペースと呼ばれる狭い空間などがそれです。これらの部分に使用されたレベル1、もしくは2に該当するアスベスト除去工事は、複数の階を貫くため養生の設置が難しく、改修工事等でよく飛散事故を起こします。名古屋市内の日動火災ビルのアスベスト飛散事故はこの「たて穴区画」のエレベータシャフトの吹付け材の除去の失敗が原因です。

アスベスト除去工事からのアスベスト飛散事故の怖さは、工事現場のごく近くで、一般の住民の生活が同時にあるということです。特に改修工事は、解体工事と違って、その施設が工事後も使用され続けるので、飛散したアスベスト粉じんの影響がその後も残る可能性があります。名古屋市営地下鉄六番町駅のアスベスト飛散事故のケースも、一般の通勤、通学等駅の利用者が、知らずにアスベストばく露をした可能性があり、第三者による委員会によって検討が行われています。

東京高裁・地裁合同庁舎アスベスト粉じん発生経過が発表されたのは3か月後の今年3月23日で、事故発生当時の裁判所に入入りした一般の市民、職員、弁護士、判事等へは、これらの

事実は知らされていませんでした。

裁判所による発表前、3月7日、情報を得た牛島弁護士とアスベストセンターが弁護士会館で今回の飛散事故に関する勉強会を、東京高裁・地裁等を利用することの多い弁護士に呼びかけ開催しました。勉強会での議論で、裁判所は今回の飛散事故について事故原因が把握できていない、今後継続される工事での再発防止対策が十分ではない等の意見が出ました。

4月7日、「裁判所でのアスベスト飛散を考える会」と「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」は連名で、最高裁判所裁判官会議及び東京高等裁判所長官あてに、「東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎におけるアスベスト工事に関わり抜本的な改善を求める申し入れ」を提出、弁護士や市民への説明会の開催、事件の解明のためのリスクコミュニケーションの実施、再発防止策の策定等を求めています。

今回の事故について責任の主体たる最高裁判所及び東京高等裁判所は、多くのアスベスト関連の裁判に関わっています。多くのアスベストによる被害者が、アスベストばく露の立証に苦勞し、裁判所に証拠を提出しても不十分であるという理由で救済給付や補償、損害賠償の請求が退けられています。東京高裁・地裁・簡易裁判所合同庁舎で発生したアスベスト粉じん発生事故は、裁判所のアスベスト認識の甘さと、理解不足を露呈しています。このような裁判所に、アスベスト被害に関する裁判が公正に行えるのか非常に疑問です。

この件について、裁判所は事態の沈静化を急いでいます。これでは事故の原因が究明されず、裁判所は不十分な対策のまま工事を再開させる可能性があります。再発防止と裁判所のアスベストに関する意識を高め、アスベスト被害の予防対策の難しさと、過去のアスベスト粉じん実態の複雑さを司法に理解させるためにもリスクコミュニケーションの形成が重要です。また、名古屋地裁で争われている宇田川さんの裁判など、遠い過去の立証が困難なアスベストばく露が、いまだに裁判所で起こっているという事実、裁判官や弁護士、裁判所の職員、傍聴の市民がアスベストばく露しているという事実を、裁判所は重く認識すべきです。

(中皮腫・じん肺・アスベストセンター 永倉 冬史)

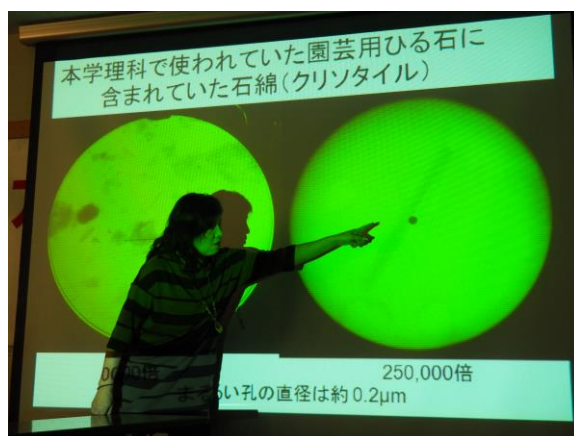
## ★アスベスト対策愛知連絡会第8回総会記念講演「学校におけるアスベスト」

アスベスト対策愛知連絡会第8回総会のあとは、愛知教育大学准教授の榊原洋子先生から、講演がありました。

榊原先生は、大学の保健体育講座危機管理室でお仕事をされていますが、労働安全衛生法上の衛生管理者としてアスベストなど危険物質についての管理をしているそうです。

とてもエネルギーが豊富な方で、環境教育に対する愛情、学校のアスベスト問題に対する熱意を感じました。大学構内のあちこち、例えば、自転車置き場の屋根の波形スレート、研究室の廊下、実験教室にある実験用機、園芸用土などあちこちにあるアスベスト含有製品

を探したり、部屋の解体工事における粉じんをエックス線回析などをしてアスベスト含有量を調査したりしているそうです。私も「ハエー、そんなところにも使用されていたのか」と初めて聞



講演する榊原洋子先生

いたこともあり、とても勉強になりました。

講演には写真が多用されていたので、講演内容を詳細に伝えることができませんが、記憶の範囲内で書いてみます。

バーミキュライトは日本名で「ひる石」と呼ばれていますが、それは焼くことによろよると伸びるのでまるで「蛭」の様だということで、その名前になったということです。主に園芸用土として使用されますが、石膏ボードなど建設資材として使用されたり、セメントをまぜて天井など吹き付けて使用されることもあります。ひる石という物質そのものは雲母の一種ですが、しかし、蛇紋岩近くの地層で採掘され、しかも蛇紋岩には、石綿が含まれているので、ひる石の採掘の際に石綿と一緒に含まれるそうです。愛知県新城市鳳来町にあった黄柳野高校の跡地付近にもひる石が見つかったのですが、この辺りは蛇紋岩の層があって、かつてはアスベストの産出地とされてきました。今でも蛇紋岩が地表にでているので見ることもできるそうです。緑色できれいな石だそうです。また、教材用として蛇紋岩が1個240円でネットで簡単に購入することもできるそうです。

分析によればこのひる石に意図的にクリソタイルなどを加えて吹付け材が製造されている可能性もあるそうです。ところで、このような建材ボードが天井や壁に貼り付けてあるものが経年劣化したことで解体作業をする際のお話しもありました。このようなボードをのこぎりなどで切断するとその切断によって微細な粉じんが発生するから、非常に危険なので、愛知教育大学で解体作業する場合には、作業員が手作業でひとつずつ剥がすことにしたそうです。ところが剥がしたボードを大きなビニール袋にしまう段階で、このボードを手や鉄の棒で壊してからしまうので、結局空気中にアスベスト粉塵が舞い散ることになったということです。せっかく作業員がマスクを付けたり、部屋の周囲をビニールで囲んで万全の曝露防止策をとったにもかかわらず、予期しない落とし穴があったということです。

その他、空気中の石綿線維の分析については基準では長さ5ミクロン以上のものを数えることになっているが、もっと短い線維も入れると、数が増える、という指摘もとても興味を覚えました。また発見された石綿が、クリソタイルか、クロシドライトかなどの判別を行うためには、マグネシウム(Mg)、ナトリウム(Na)、鉄(Fe)、カルシウム(Ca)などの元素分析をしてから同定するそうです。

この他、タルクの話、ガラス工房や銀製品工房の話、歯科医師の話し、古い本の中にあった白い粉の話など、興味をそそるお話しがたくさんありました。

ところで最後辺りでアスベスト代替製品としてニチアス製造の「リフラクトリーセラミックファイバー」が写真で紹介されました。私はアスベスト製品の代替としてガラスウールやロックウールがあることは知っていましたが、セラミック製品があり、しかもニチアスで製造されていたことを初めて知りました。そしてすでに発がん性があることが知られており、写真に写った製品の袋には「発がん性の疑い」と明記してありました。

私が講演後に調査したところによれば、このセラミックファイバーは、ガラスウールやロックウールに比べて耐熱性が非常に高く実用性があるということで、それまでの石綿製品と遜色のないものだということです。ニチアスの会社のホームページにアクセスすると、実にいろいろな製品として活用されていることが分かります。国内では、すでに年間14000トンも生産されています。そのため厚労省は、平成27年11月1日に労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正し、セラミックファイバー製造・取扱い作業について、発散する粉じん労働者が曝露されることを防止するため、屋内作業での発散抑制措置や、局所排気装



置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出などを義務付けたということです。

ご講演のあと、3階の健康センターの部屋で打ち上げを行いました。榊原先生にもご参加いただき、話しがとても盛り上がりました。その中で先生が「私の周りには学校中の危険な物が一杯運ばれてくる。それを一つずつ、どんな物質が含まれているか分析することになるが、結果が出るまで、まったく分からない。要するに私は未知の危険物質に囲まれて仕事をしている。」という趣旨の話をなさいました。榊原先生の仕事こそ危険だということが分かり、一同ご健康を祈りました。

(労職研会員・金山総合法律事務所弁護士 渥美 玲子)

## ☆中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の東京行動と

### 石綿対策全国連絡会議第28回総会に参加

5月27日（金）の午後に衆院第2議員会館で中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（患者と家族の会）と環境省、厚労省、国土交通省との交渉があり、翌28日（土）の午前中には患者と家族の会、全建総連などが加入している石綿対策全国連絡会議（石綿全国連）のJR新宿駅西口街宣行動が行われ、28日の午後に石綿全国連第28回総会が行われました。患者と家族の会の省庁交渉には全国から50人の人々が集まり、東海支部からは事務局の成田や患者と家族の会東海支部世話人の宇田川かほるさん、JR新宿駅西口街宣、石綿全国連総会に成田、宇田川さん、会員の高尾富美子さんが参加しました。

患者と家族の会の省庁交渉では、懸案になっている救済給付に遺族年金などを創設することや、石綿工場周辺に居住したことにより石綿ばく露した人などへの健康管理制度を設けること、労災認定された中皮腫療養者に対しては、当該被害者が選択した医療機関への通院費を全額支給すること、労災給付基礎日額について、若年時に石綿ばく露したものの当該企業を離職し、潜伏機関を経て発症した場合、若年時の低賃金になったり、最終ばく露時の労災保険関係により再雇用や特別加入の低日額になったりと整合性が認められないので、見直しの場を設けること、補償の実行性を上げるため、石綿ばく露の各時点や発症時点のうち、一番高い額を基準にすることなどの要請が行われました。省庁担当者の後ろ向きな回答に当事者である患者、家族から厳しい意見が相次ぎました。



環境省、厚労省、国土交通省との交渉

28日の午前中、患者と家族の会も加入する石綿全国連によるJR新宿駅西口での街宣活動が行われ、多くの患者、家族がプラカードを持ち、チラシの入ったティッシュを道行く人々に配りアスベスト被害を訴えました。また、街宣車の上から造船所で働き、石綿にばく露し肺がんを発症した夫の労災不支給裁判を10年戦い勝訴した兵庫支部の丸本津枝美さんや、大阪市西成区に

あった石綿製品工場の近所に住んでいたことが原因で被害を受けた安里イク子さんなどが石綿被害についてマイクを握りしめ訴えました。

新宿駅西口での街宣活動の後、四谷駅前の主婦会館プラザエフで石綿全国連の第28回総会が行われました。冒頭、石綿全国連の古谷杉郎事務局長より「国際的にアスベスト肺がんは中皮腫の2倍よりはるかに多いという考えがコンセンサスだ。中皮腫、肺がんの労災認定率は地域により格差がある。昨年、大阪、東京、京都の労働局などの長期保存しなければならぬアスベスト関連文書の誤廃棄が明らかになった。アスベストクボタショックから10年経ちアスベスト問題が風化してきているが、被害者は増えており、制度の見直しが必要。泉南アスベスト訴訟では最高裁で国の責任が認められ、建設ア



JR新宿駅西口での街宣活動

スベスト訴訟でも5件の地裁判決のうち、4件の判決が国の責任を認め、アスベスト問題における国の責任についてはもはや片が付いたと言えるだろう。9件の石綿肺がんの労災不支給取り消し訴訟では国の負けが続いており石綿肺がんの労災認定基準の変更が必要」と問題提起が行われました。

その後、専修大学商学部の坂本将英教授による「石綿健康被害救済制度の改正に向けた提言」と題する講演が行われました。坂本教授は、石綿工場周辺でのばく露や環境ばく露、家族ばく露した被害者を救済するために設けられた環境省管轄の救済給付金制度に必要な財源を事業主、国、地方自治体に拠出させ積み立てる為に設置された石綿健康被害救済基金が黒字化しており、制度設計の入り口に問題があっ



マイクを握りしめ石綿被害について訴える遺族

たと構造的問題を指摘した上で、救済給付金制度は日本の物価水準を考慮すると継続的に遺族の生活を支えるものになっておらず、労災保険と違い制度上、生活保障という観点がないなどの問題点を指摘しました。そして、巨額の基金が積み上がったという事実は、救済給付制度の被害者を隙間なく迅速に救済するという目的の一部が形骸化し、給付内容が貧弱でもよしとする建前がもはや成り立っていないことを意味し、制度の給付水準をどのような根拠に基づいて高めていくのかという点については、①個別の関連企業（石綿製品メーカー）と同様に、国の加害責任を明確にすることで、救済制度から補償制度への転換を図ること、その上で、財政上の問題を解決するために、②関連主体（石綿製品メーカー、ゼネコン、商社など）の責任に応じた費用負担原則を構築することなどが重要という提言が行われました。

この日は他に、首都圏建設アスベスト東京訴訟弁護団の井上聡弁護士による「建設アスベスト被害者補償基金創設の必要性」という提言と、アスベストセンターの永倉冬史氏による熊本地震被災地でのアスベスト含有建材の破壊状況の調査・視察報告が行われました。

（事務局 成田 博厚）

## ★ 県立病院跡地払い下げはこれでいいのか！

### 跡地を住民福祉に活用しないのはなぜか！



愛知県は地域住民の望む医療・福祉事業を行うことを条件に県有地2万8千坪を民間に払下げをする予定であったが、入札が不調に終わり相変わらず維持管理費を含め2億円の県民税を毎年漫然と垂れ流している問題は以前2回にわたり「もくれん」で取り上げてもらった。最初は県の管轄部署である病院事業庁トップに責任があるかと思っていたが、県トップの県知事にイニシヤチブは握られているという感触を持った。今年1月で3回目の入札が不調に終わり随意契約の段階で医療・福祉のいずれか一つを10年間行うという条件に目を付けた業者が締め切り間際の2月下旬にあったと聞いた。同時に3月末にあくまでも医療・福祉事業にこだわる前病院事業庁長官が辞任させられている。この間、私が関与している一宮のNPO法人を通じて医療・福祉事業の継続再開を要求している一宮市民の代表者とも会って話を聞くことができた。契約申し込みの前提条件である医療福祉の計画書も出されておらずその提出がなんと4月28日ということであった。跡地の一部で福祉事業を形だけ10年間行い、他の広大な敷地を第三者に転売し大型トラック物流センターへの転換という噂があることも知った。もしそれが本当なら3万8千もの署名を集め病院・福祉施設の存続充実を求めた周辺住民への背信行為であると危惧していた。これまでの病院事業庁と周辺住民との間に有った紳士協定をも裏切るものである。連休明けに市民団体に説明があると聞いていたので5月中旬に市民団体に連絡を取ったら日程が合わない等の理由で説明会を引き延ばされているとのことであった。性善説でいくと大変なことになりますよと伝えしたが、ついにそれは現実のものとなった！6月1日の中日新聞に随意契約で売却（19億8千万）とあり京都の（株）エステートジャパンが購入し、なんと医療施設のほか、流通団地への転用を計画しているとの記事が掲載された。早速インターネットで落札者（三上隆）を調べたら、愛知県出身、立命館大学卒、府議を4期務め民主党府連副会長などを歴任、現在不動産業者とあった。医者でもあった前病院事業庁長官を研究費170万円の不正支出ということで辞任（市民団体の話）させることのできる人物は県知事しかいない。2月の県議会健康福祉委員会では予算の承認を感謝し続投を宣言していた病院事業庁トップの辞任がこんな格好で結果が出るとは驚いた。落札者の経歴から言ってもこれはかなり政治的な匂いがする。一宮市の東部にある一宮市民病院は既にパンク状態であり西部のこの跡地に総合病院及び福祉施設を願っていた市民の期待は裏切られた。この状況の中で先日私の関与先の社長から、また大村知事に政治資金集めのパーティ券を10枚割り当てられたが余っているが参加してみるかと言われた、早速当然興味があったので名古屋キャッスルホテル天守の間に行ってみた。驚いた。結局2500名くらいが来ている。パーティ券には2万円と書いてある。これだけで5000万かと思ったら、参加者で和服を着たお寺の副住職という人に聞いたら券を買っても半分位しか来ていないのではないかとのことであった。現に自分の夫も来ていないので1枚無駄になっているとのこと、ということは1晩で1億円集めるということか！しかも年3回以上！早速インターネットで知事の政治資金収支報告書を調べたら年間6億円以上集めている。同じ人口規模の神奈川県知事は年間1億2千万、埼玉県知事は年間9千万である。何故に愛知県知事はそんなに金が必要なのか？更にネットで調べたら私と同じ疑問点を県議会で過去に質問した自民党のベテラン議員がいたみたいだ。その後村八分になったのか自民党を離党させられたのか現在ひとり会派の自民の会ということで県議会の一番端に議席を追いやられていることが分かった。今、世の中では東京都知事の政治資金の問題が話題にな

っているが、3万8千名の署名を集めた市民団体を無視してまで、独断で流通団地建設を推し進める裏には、なにか東京都知事のせこい金額を遥かに超えた巨額の資金の流れがあるような気がする。なんせアスベストの大量に使用されている多くの建物が跡地には残っており、地下には弥生時代の遺跡群があり発掘調査の必要なことから、市中の金融機関が融資可能だとしている金額を遥かに上回る金額での売却であり、通常経済で考えたなら成り立たない経済取引である。あるいは一般人の常識を超えたなにか裏の取引があるのであろうか？ 愛知県民としてはこのまま黙って見過ごすわけにはいかない。引き続き市民団体の関係者と状況を見守っていききたい。

(労職研会員・社会保険労務士 堰代 晃)

## ☆「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの 推進を求める意見書の提出を求める請願」を出すに至った経緯



すべてが2012年8月8日に息子からの「今から緊急入院する」という電話で始まりました。息子が北海道で現場研修中に約3mの高所から転落したというのです。緊急入院した息子と連絡が取れなくなったので息子が泊まっていた北海道のホテルに電話をして、近くの救急病院を教えてください息子が入院している病院を見つけました。北見市の緊急病院に電話をして担当医に状況を聞いたら、「転落事故で頭と腕を打っている。命に別状はないが後遺症が残るかもわからない」と言われました。

息子はその救急病院に2012年8月12日まで5日間入院し、その後2012年9月3日まで自宅療養しました。握力低下、振戦、羞明はありましたが「そのうちのよくなっていく」と安城市の病院の医師の言葉を信じて2012年9月4日に仕事に復帰しました。

2012年10月頃より、振戦が増え睡眠障害も悪化しましたが、静岡県（職場の近く）の病院で原因がわからないまま3ヶ月が過ぎ、2012年12月24日には、振戦、睡眠障害のさらなる悪化で抑うつ状態に陥り、再び自宅療養をすることになりました。

MRIでは異常がないのに振戦が治まらないので、安城市の病院の医師の紹介で、2013年2月に浜松医大の末梢神経外来を受診しました。しかしここでも原因はわかりませんでした。このころ息子の物忘れが多くなったことに気づき、刈谷市の心療内科で検査を受けさせると記憶力に異常があるといわれました。しかし、その後、刈谷市の脳神経外科で行ったMRI検査で脳に異常なかったので精神的なものではないかと言われました。

自宅療養中に受診した安城市、刈谷市にある病院の整形外科、脳神経外科、精神科で相談しても「MRIで異常がないので病気ではない、そのうちに治る」と言われるだけでした。ある病院の脳神経外科部長には「MRI,CTで異常がないから病気ではない。うちではお手伝いできない。」と、けんもほろろに相談話を打ち切られることもありました。

2013年3月にインターネットで「ひらの亀戸ひまわりクリニックの石橋先生」の記事を見つけ、5月に受診したところ、その場で「軽度外傷性脳損傷」と診断されました。転落事故から10ヶ月たってやっと病名が見ついたのでした。

石橋先生から、息子と私たち家族が認識していた握力低下、羞明以外に、右不全片麻痺、高次脳機能障害、平衡機能障害、味覚障害、臭覚障害、視覚障害、神経因性膀胱、等の症状もあると診断されました。その日のうちに石橋先生から埼玉県、大阪府、東京都、神奈川県 of 専門医の検査を受けるよう指示されました。(後日、検査の結果、石橋先生に指摘いただいたすべての障害があることが再確認されました。)

神奈川県の病院で高次脳機能障害の検査を受けた折、リハビリテーション科の医師から詳しく検査したほうがいいとのアドバイスを受けたので、愛知県内で高次脳機能障害の検査を受診できる医療機関を探しましたが、「睡眠障害(朝起きることができない)が治まってからでないと検査できない」と、複数の病院で検査を断られました。

結局、インターネットでみつけた、国立障害者リハビリセンター病院の高次脳外来で 2013 年 10 月に入院検査を受診することになりました。その結果、かなり重度の高次脳機能障害であることがわかりました。また 睡眠障害については 2013 年 8 月に藤田保健衛生大学病院の睡眠外来を受診したところ、頭部外傷による睡眠障害と診断され回復する可能性が少ないといわれました。

石橋先生の紹介で 2 年間順番を待って 2015 年 3 月に岐阜県の本沢記念病院でうけた特殊画像検査で脳損傷があることがわかりました。診断は外傷性脳損傷による高次脳機能障害でした。

ひらの亀戸ひまわりクリニックの石橋先生、国立リハビリセンター病院高次脳外来、川崎病院耳鼻咽喉科で診断していただいた結果、息子は障害年金の 1 級(身体 2 級、精神 2 級)の認定をいただきました。しかし、労災の後遺障害認定は、昨年の 7 月に申請したのですが、本沢記念病院で特殊画像検査の結果脳に器質的損傷があると認められ、「外傷性脳損傷による高次脳機能障害」と診断されているにもかかわらず、通常の MRI 画像で損傷が認められないため厚生労働省協議となっており、まだ結果連絡が届きません。

この数年間の息子と私の経験からわかるように、受傷した本人やその家族がインターネットで石橋先生にたどりつかなければ、自宅付近の大病院を受診しても、労働災害で受傷した人が病名もつかないまま原因不明のまま放置されてしまいます。

「愛知県には大きな病院があるから大丈夫」と思っていたことがすべて裏切られたことで息子のよう状況で泣き寝入りするしかない人がいるのではないかと思います。「労災で受傷した人が病名もつかないまま放置されてはいけない! そんな不幸な人が出続けてはいけない!」そう思い請願を考えました。

一日も早く、一般の医療機関で軽度外傷性の損傷の診断ができるようになり、適切な労災認定に向けた取り組みの推進が実現しますよう切望しています

(労職研会員 愛知県 TS)



軽度外傷性脳損傷に係る周知及び労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書の提出を求める請願書

## 1 請願の趣旨

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望し、地方自治法第124条の規定により、下記のとおり請願いたします。

## 2 請願事項

- 一、軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
- 一、画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上の要望を国に対し意見書を提出してください。

## ★中皮腫患者の文学 小説「仄かな希望」の出版に寄せて

悪性胸膜中皮腫で闘病中の橋本貞章さん（67）からの電話を受けたのは昨年7月でした。電話の内容は「患者と家族の会（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会）のことを少し前の新聞記事で知りました。自分は中皮腫の患者で、今回闘病記を自費出版しました。東海支部と本部にそれぞれ一冊ずつ献本したので住所を教えてください」というものでした。私のいる名古屋労災職業病研究会の事務所には患者と家族の会東海支部事務局も置かれています。橋本さんは、大雪に見舞われた2014年2月8日に名古屋市内で行った既存アスベスト問題や教職員のアスベ

スト健康被害に関するセミナー開催とセミナー後のホットライン実施を伝える毎日新聞の告知記事をスクラップして保存してくれていたのです。ほどなくして、橋本さん自身の中皮腫闘病体験をもとにして書かれた小説「仄かな希望」が郵送されてきました。橋本さんは当初、一粒社という自費出版の会社を利用し100冊「仄かな希望」を印刷し、大学時代の友人や会社の先輩などに配りました。私に送られた本には橋本さんからの手紙が添えられており、「(中皮腫)再発の恐怖と不安におびえながら日々を過ごしておるところでございます。その恐怖心や不安感から少しでも逃れたくて日記のような形で文章を書き上げ、本という形にいたしました。死というものが、自身のことであると認識したとき、家族や友人達やその他お世話になった方々に謝意という自分の気持ちを伝えたかったのです」としたためてありました。

家に帰り、床にひっくり返り贈られた本を読み始めました。「仄かな希望」を読んで、中皮腫の患者さん達がたどる絶望や受ける医療や副作用の苦しみがしっかりと伝わってきたのと同時に、ここまで細かく片肺を全摘出する手術を受けた患者さんから療養について聞いたことはないと思いました。面談や電話で中皮腫の患者さんとお話する時は時間的制約があるのと、労災保険申請や石綿救済制度の申請などの支援のため、職歴や居住歴の聞き取りが中心になり、療養生活の細かな部分まで話が及ばないことがほとんどだったからです。私は2009年の3月に名古屋労災職業病研究会の相談係になって以来、100人を超える中皮腫の患者さんとお話ししてきました。その私でさえこうなのですから、一般の人たちや中皮腫の療養をこれから受けなければならない患者さんたちにとっては、中皮腫という病気の医療など全く未知のものなのだとすることがこの本を読んで実感できたのです。また、私はアスベスト公害や被害実態を告発する本や、中皮腫の患者さんや家族の短い手記を集めたアンソロジー等は読んできましたが、一人の中皮腫患者によってここまで克明に中皮腫の療養について書かれた本はいままで読んでいたことがないと思いましたし、類似の本についても聞いたことがないと思いました。「仄かな希望」を読み終わった後、私は稲沢市に住む橋本さんを訪ねることにしました。

橋本さんと会って、2012年の春に中皮腫を発症したため、自分が生きて来た証を残そうと考え、長年ゼネコンの現場監督をしていたことから、その経験を基に、「仄かな希望」の前に、欠陥マンションの問題を扱った小説「藤堂主任助けてください」を自費出版したこと、労災保険は申請していないことなど様々なことが分かりました。東京の患者と家族の会本部事務局の澤田慎一郎さんとも相談し、私たちは「仄かな希望」を街の本屋さんに並べることができるよう、一般の出版社から発行するため動くことを決めました。断られることもありましたが、幸い、アスベストの書籍を発行してきた京都市のかもがわ出版の三井隆典会長が協力してくれることになり今年3月28日、「仄かな希望」は発行されました。石綿救済法施行からちょうど10年目でした。

小説「仄かな希望」は中皮腫患者の闘病生活、受ける医療や苦痛のみを描くのではなく、患者の娘さんの婚礼や親友との語りなどの日常生活が物語に組み込まれ進行していくため、読者が読むのを途中で放棄せずに最後まで読むことができる、受け入れやすい本になっています。もし作者の橋本さんが、片方の肺を全摘出するという過酷な手術を伴う中皮腫の闘病について、事実のみ列挙する手法を用いていたなら、「仄かな希望」は一般の読者にとって読むに堪えないものになっていた可能性があります。小説の手法を取り入れたことによりこの本はとても読みやすいものになりました。この点について橋本さん自身「中皮腫の発症を告知されたばかりの頃、近所の図書館へ行ってがん患者の家族が書いた本を2冊借りて読んだけど、とても最後まで読めませんでした。自分が本を書く時は最後まで読める本を書きたかった。だから、小説という手法を使おうと思いました。病気になって家族が献身してくれたこととか、医療者に良くしてもらったことなどに気づくことも多くなった。そういったことも書きたかった」と述べています。

中皮腫という病名を聞いて、アスベストが原因の恐ろしいがんであることを知る人は多くはないと思います。アスベスト関連疾患で闘病している患者さんやその家族、家族をアスベスト被害

で亡くした遺族の方々の中には「仄かな希望」を読むのは気が重いという意見がありますが、アスベスト被害を知らない人々に具体的にその被害を伝える文学に橋本貞章さんの「仄かな希望」はなっていると私は考えています。橋本さんの労災は今年3月、労働基準監督署によって認定されました。

(事務局 成田 博厚)

## ☆・・・河村市長と舛添都知事と私・・・

先日友人から写真メールが送られてきた。写真には拙者の「仄かな希望」を手にしてほほ笑んでいる河村名古屋市長が写っていた。市政でご多忙中にもかかわらず読んで頂けるとは誠に嬉しく感謝の気持ちでいっぱいである。因みに河村市長と私は同学年である。

同学年といえば舛添東京都知事も1948年生まれである。私達は団塊の世代の真っ只中である。とにかく人数が多く高校や大学の入学試験は競争率が高くて大変だった。

1967年、河村市長は東京都小平市の大学に、舛添都知事は東京都文京区の大学に、そして私は東京都港区の大学に入学した。当時はどこの大学も学園紛争で騒然とした状況で様々な色のヘルメットを被った学生が学内をかつ歩し、又、新宿駅の東口の周り



には長髪にギターを抱えた学生がたむろし歌らしきものをわめき散らしていた。受験戦争の呪縛から開放されたことで一部の学生が学園紛争へと向かい或いは新宿駅の東口でわめき散らしていたのではないだろうか。私はというとそんな彼ら彼女らを横目に日々アルバイト先へと向かう毎日だった。私にはその様な行動を取れる頭の余裕も生活の余裕もなかった。

河村市長と舛添都知事はどのような学生生活をされていたのだろうか。私の様にアルバイトに明け暮れていたのだろうか。否、アルバイトをする時間などとても持てなかったのではないか。何しろお二人の大学は日本で一、二を争う歴史を誇る有名大学であり、歴史が浅く無名の私立大学の私とは異なり、勉学に対する心構えが雲泥の差だったに違いない。だとしても私達は同じ東京の空の下で同じ4年間をそれぞれの大学でそれぞれの学生生活を過ごした。

卒業後45年が過ぎた。現在河村市長は議員報酬の増額についての意見の相違で市議会と対立している。舛添都知事は政治資金の用途について都議会から厳しい追及を受けている。私とは例えば4年前に宣告された悪性胸膜中皮腫で闘病中である。闘っている相手や内容は全く異なっているけれども私達3人は闘いの日々を送っている。

45年前に卒業する時、お二人は現在の闘いの日々状況を想像できただろうか。私はまさか中皮腫に冒され辛い闘病生活の老後が待ち受けているとは思ひもしなかった。

未来の事はわからない。わかりたいと思う時もあるが、否、やはりわからないほうが良い。未来は楽しいことや嬉しいことばかりではなく、悲しくて辛いこともあるからだ。わからないから夢や希望が持てる。例え「仄かな夢や希望」であっても、持てれば「生きる力」は絶対に増すと思う。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)



## ★事務局からのお知らせ

### ★「クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判」傍聴のお願い

日時：7月19日（火）11：00～

場所：名古屋地方裁判所 201 号室

クレーン操作が原因で、右足に発症した筋筋膜性疼痛症候群の労災不支給決定の取消しを国に求めている裁判です。傍聴をよろしくお願い致します。

### ★「宇田川さんの学校アスベスト裁判判決」傍聴のお願い

日時：10月26日（水）13：10～

場所：名古屋地方裁判所

傍聴をよろしくお願い致します。

### ★東海在日外国人支援ネットワークから「勉強会」のお知らせ

日時：7月16日（土）15：00～17:00

場所：全港湾（全日本港湾労働組合）名古屋支部会議室

名古屋市港区入船 1-8-26 ☎：052-652-1421

内容：「移住労働者の労働災害」

語り手：成田 博厚さん（名古屋労災職業病研究会）

参加費：300円

問い合わせ：東海在日外国人支援ネットワーク（名古屋労災職業病研究会内）

### ★知立労災相談会・ホットラインのお知らせ

知立団地商店街内「もやいこハウス」にて労災相談会・ホットラインを行います。

日時：8月21日（日）13：00～17：00

場所：知立団地商店街内「もやいこハウス」

電話番号：070-5251-9840

知立派遣村実行委員会・名古屋労災職業病研究会共催



労災でお困りの方は、もやいこハウスに直接お越しいただいても、電話でもどちらでも構いません。当日は、スペイン語、ポルトガル語の通訳がいます。日本人の方の相談もお受けいたします。

### ★総会開催のお礼

ご参加いただきました皆様のお陰をもちまして、6月5日ウインクあいちにて開催致しました第13回総会も無事に終了することができました。皆様のご協力に、心から御礼申し上げます。総会の記事は次号に掲載予定です。

### ★お詫びと訂正



先日お送りしました「名古屋労災職業病研究会第13回総会議案書」18ページに誤りがありました。

(誤) 運営委員 東岡 牧 (NPO ささしま共生会 巡回相談員)

(正) 運営委員 東岡 牧 (訪問看護ステーションななみ 看護師)

東岡牧さんを始め、関係者の皆様にご迷惑をおかけ致しましたこと、深くお詫びし、訂正致します。

## 労職研の活動



5月		6月	
1日	ユニオンみえメーデー	3日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東海支部集い
9日	アスベストユニオン会議	5日	名古屋労災職業病研究会第13回総会
12日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴	21日	静岡アスベスト被害相談会事前記者レク
12日	名古屋労職研事務局会議	9日	名古屋労職研事務局会議
21日	東海在日外国人支援ネットワーク会議	14日	メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会
21日	東海在日外国人支援ネットワーク第6回勉強会「日本に暮らす難民」	16日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴
22日	王子ニチアスアスベスト相談会・ホットライン	18日	静岡アスベスト被害相談会・ホットライン
26日	名古屋労職研事務局会議	23日	名古屋労職研事務局会議
27日	厚生労働省交渉	25日	東海在日外国人支援ネットワーク総会
27日	石綿対策全国連絡会議第28回総会	27日	宇田川さんの学校アスベスト裁判傍聴

### 【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923  
加入者 名古屋労災職業病研究会

### 発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/